

構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価時期について

令和元年 9 月 1 2 日
構造改革特別区域推進本部長

構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）に基づく規制の特例措置については、特例措置の実施状況等に照らし全国展開の是非等の評価を行っているところであり、当該評価の実施時期については、構造改革特別区域基本方針（平成 15 年 1 月 24 日閣議決定）の規定に基づき、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会（以下「評価・調査委員会」という。）において、構造改革特別区域計画の認定が初めて行われた規制の特例措置や、ニーズ調査によりこれまで評価していなかったが、新たな計画が認定された規制の特例措置の評価時期について取りまとめられた意見を踏まえ、構造改革特別区域推進本部長が評価の実施時期を決定しているところである。

この度、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期について、以下のとおり決定する。

○改めて評価時期を検討したもの

特例措置番号	特定事業名	評価時期
1 2 1 9	特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業	令和 3 年度

○初めて評価時期を検討したもの

特例措置番号	特定事業名	評価時期
1 2 3 0	回送運行効率化事業	令和 2 年度